

## 相模原市ホームページ等への幼稚園類似施設掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、相模原市ホームページ及び相模原市子育てガイド(以下、「相模原市ホームページ等」という。)に幼稚園類似施設を掲載する場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園類似施設 幼稚園・保育所・認定こども園といった認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応えて教育活動を行っている施設
- (2) 相模原市子育てガイド 妊娠から出産までの母子の医療・健康に関する情報、各種の手当・助成制度、子どもの遊び場、地域での子育て支援、育児相談機関の情報等の子育て情報をまとめた冊子をいい、母子健康手帳交付時や小学生以下の子どもがいる世帯の転入届提出時に配布するほか、こどもセンター、公民館等に配架するとともに、各種子育て支援事業の際に配布しているもの(毎年4月発行)
- (3) 保育者 保育士、幼稚園教諭等の資格の有無及び常勤、非常勤にかかわらず、保育等に従事する者

(掲載基準)

第3条 市長は、幼稚園類似施設のうち、次に掲げる基準を満たしている施設に係る情報について、相模原市ホームページ等に掲載することができる。

(1) 保育内容

ア 保育所保育指針、幼稚園教育要領又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領を尊重し、子どもの状況や発達過程を踏まえた教育・保育活動を行っていること。

イ 相模原市幼児教育・保育ガイドラインを理解し、よりよい子育て環境づくりに努めるなど教育・保育の充実に取り組んでいること。

(2) 保育者の配置

申請日時点の保育者と在籍する子どもの人数比率及び保育者の資格について、次に掲げる基準を全て満たしていること。

- ア 満4歳以上の子どもは、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。
- イ 満3歳以上満4歳未満の子どもは、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。
- ウ 満1歳以上満3歳未満の子どもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。
- エ 満1歳未満の子どもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。
- オ 保育者は、開所時間中は常時2人以上いること。(うち1人は常勤職員であること。)
- カ 屋外において自然体験活動を実施する際は、アからエにかかわらず、保育者を必要に応じて加配(満3歳以上の子どもにあっては、おおむね6人から10人に1人程度が望ましい)するなど、安全に配慮した人員を配置していること。
- キ 1クラスにつき1人以上は、保育士資格、幼稚園教諭又は看護師(准看護師を含む)の資格を有する者を配置していること。

### (3) 活動条件

- ア 原則として週5日活動すること。
- イ 原則として年間39週活動すること。
- ウ 活動時間は1日4時間以上とすること。

### (4) 施設の条件

園舎を有していることを求めないが、大雨、大雪及び冷温から利用児童が避難できるスペースがあること。

### (5) 地理的条件

市内に活動の拠点があること。

### (6) 安全確保

- ア 安全管理マニュアルを作成していること。
- イ 緊急事態(地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等)が発生した場合の避難などの対応方法について定め、保育者と保護者に周知すること。
- ウ けがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定めていること。
- エ 各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。
- オ 傷害保険に加入していること。

カ 事故・災害が生じた際，医師や救急隊員に引き継ぐまでの間、子どもの救命・応急手当等を行うために必要な知識に関する講習を受講したと認められる常勤の保育者がいること。

(7) 活動実績

3年以上の実績があること。

(8) その他

ア 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

イ 事業運営に当たり、関係法令等を遵守していること。

(掲載申込等)

第4条 相模原市ホームページ等に幼稚園類似施設の掲載を希望する施設運営者は、相模原市ホームページ等掲載申込書(第1号様式)により申込を行うものとする。

2 市長は、前項の申込をした者の施設が、前条各号に定める基準を満たしている場合であって、相模原市ホームページ等に掲載する場合には、施設名称、所在地及び電話番号等、保育所や認定こども園等と同程度の事項を掲載するものとする。

(変更及び取下げ)

第5条 前条の規定により掲載の申込をした者が、相模原市ホームページの掲載内容を変更する場合は、相模原市ホームページ掲載内容変更届出書(第2号様式)により、また、第3条に定める基準を満たさなくなった等の理由により掲載を取下げの場合は、同じく相模原市ホームページ掲載取下げ届出書(第3号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する届出があった場合は、市長はすみやかに変更等を行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、掲載に関する必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。